

特定非営利活動法人日本知的障がい者陸上競技連盟

倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人日本知的障がい者陸上競技連盟（以下「本連盟」という）の組織運営、諸事業の推進等に関わるすべての関係者が、本連盟の社会的使命と役割を自覚し、倫理に関する基本となるべく事項を定めることにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、以て本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程の適用範囲は、正会員、賛助会員、役員、事務局員および各委員会委員（以下「役職員等」という）並びに本連盟登録選手、登録スタッフ会員及び登録団体代表者（以下「登録者等」という）をいう。

(組織の使命および社会的責任)

第3条 役職員等および登録者等は、本連盟定款第3条に規定する「目的」に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらねばならない。

(社会的信用の維持)

第4条 役職員等および登録者等は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(遵守事項)

第5条 役職員等および登録者等は、暴力、暴言、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント及びドーピング等薬物乱用等の行為を行ってはならない。

2 役職員等および登録者等は、違法行為は行ってはならない。

3 役職員等および登録者等は、反社会的勢力との関わりを持ってはならない。

4 役職員等および登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

5 ドーピングその他禁止薬物の使用

6 役職員等および登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。

7 違法な賭博若しくは八百長又はこれらに何らかの形で関与してはならない。

8 前3号に定めるほかスポーツ・インテグリティ（スポーツの高潔性）を害する行為をしてはならない。

- 9 役職員等および登録者等は、経理処理に関し、各種経理基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- 10 役職員等および登録者等は、自らの社会的立場を認識して、つねに自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するような責任ある行動を取らなければならない。
- 11 役職員等および登録者等は、業務上知り得た情報をみだりに開示してはならない。
- 12 管理監督をすべき立場にある者（チーム代表者その他上長等）は、管理監督責任を懈怠してはならない。

（情報開示及び説明責任）

第6条 役職員等および登録者等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、補助金等交付団体、寄附金、納税者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（研鑽）

第7条 役職員等および登録者等は、公益事業活動の成果の向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

（倫理委員会）

第8条 理事会は、本規程に違反する事実の有無及び同事実に対する措置の可否等を検討する必要があると判断した場合、同事実ごとに倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会委員は3名以上とし、理事会から選任する。

（本規程に違反した場合の対処）

第9条 役職員等および登録者等が、本規程に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合は、倫理委員会は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役職員等および登録者等が本規程に違反する行為があったと認められる場合においては、理事会が、厳正に必要な措置をとるものとする。

- 2 前項に関する処分は、本連盟規律規程の定めに基づき厳正に取り扱うものとする。

（その他）

第10条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

（改廃）

第11条 本規程の改廃は理事会の議決を要する。

（附則）

本規程は平成28年4月1日から施行する。

平成28年10月30日改定

平成29年3月26日改定令和元年9月27日改定